別紙

低価格入札に係る特別重点調査について

本規定は、低価格入札に係る特別重点調査の対象工事に適用する。

1　特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。
イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１）別表第２第１５項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報
特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表
ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。
イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）
契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。
ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。
イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他
入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第１号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第９条第２項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容
特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。
なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）
直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、

手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。

　このうち、様式５に記載する技術者及び様式１４－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

　また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

　また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

　また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

　配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売され

た実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10) 機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（様式１０－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金

額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 工種別労務者配置計画（様式１０－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13) 建設副産物の搬出地（様式１１）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式１２）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式１３－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式１４－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の

各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式１４－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式１４－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式１５）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を

上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式１６）
施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式１７）
過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの

(25)補足
本調査の細部については、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用について（通知)」(防整施第７１２３号２　８．３．３１）(以下「通知」という。）に定めるところによる。
なお、工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第２５条第１項に規定する基準の取扱いに関する細部事項について（防整施第７１２２号。２８．３．３１）別紙第２０号に該当する工事については、通知別紙第１項に定める調査価格の算定は、次による。
「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」の費用の額のうち、「直接工事費の額」は直接工事費から１０分の１（昇降機等の場合５分の１）を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の１０分の１（昇降機等の場合５分の１）を加えた額として、特別重点調査の実施を判定する。

様式 1

当該価格で入札した理由

様式２－１（A）

積算内訳書(兼)コスト縮減算定調書①

工事名					
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額(円)	VE提案等による縮減額(円)	備　考
記載例：掘削工	㎥	1,000	2,300,000	200,000	ﾘｻｲｸﾙ材の活用
直接仮設費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					

様式２－１（Ｂ）

積算内訳書(兼)コスト縮減算定調書①

工 事 名 ：

(種目別内訳)

名　　称	摘　要	数　量	単位	金額(円)	VE提案等による縮減額(円)	備　考
記載例：						
(直接工事費)						
Ⅰ．庁　　舎	新築	1	式	○○○,○○○		
Ⅱ．囲　　障	新設	1	式	○○○,○○○		
Ⅲ．構内舗装	新設	1	式	○○○,○○○		
計				○○○,○○○		
(共通費)						
共通仮設費		1	式	○○○,○○○		
現場管理費		1	式	○○○,○○○		
一般管理費等		1	式	○○○,○○○		
計				○○○,○○○		
合計				○○○,○○○		

(科目別内訳)

名　　称	摘　要	数　量	単位	金額(円)	VE提案等による縮減額(円)	備　考
Ⅰ．庁　　舎						
１．直接仮設		1	式	○○○,○○○		
２．土工		1	式	○○○,○○○		
３．地業		1	式	○○○,○○○		
４．鉄筋		1	式	○○○,○○○		
		：				
		：				
		：				
計				○○○,○○○		

様式２－２(A)

内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減算定調書②

工事区分・工種・種別・細目	規格	単位	数　量	単　価(円)	金　額(円)	VE提案等による縮減額(円)	備　考
記載例：							
掘削工							
土砂(1)	購入	m3	800	2,500	2,000,000	200,000	様式３ ｺｽﾄ縮減票(1)参照
土砂(2)	流用土	m3	200	1,500	300,000		

様式２－２（Ｂ）

内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減算定調書②

(細目別内訳)

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価 (円)	金　額 (円)	VE提案等による 縮減額(円)	備　考
記載例：							
４．鉄筋							
(1)躯体							
異形鉄筋	SD295A、D10	○○	t		○○○,○○○		
異形鉄筋	SD295A、D13	○○	t		○○○,○○○		
異形鉄筋	SD345、D22	○○	t		○○○,○○○		
鉄筋加工組立	SD345、D25	○○	t		○○○,○○○		
		：					
		：					
		：					
計					○○○,○○○		

様式２－３

一般管理費の内訳書

契約対象工事名		
費目・項目	金額（円）	備　　考
一般管理費		
・・・・・		
・・・・・		
・・・・・		
法定福利費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
・・・・・		
・・・・・		

様式３

ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書

コスト縮減票(1)土砂・発生材	縮減額(円)：2,000,000-
（概要）　記載例 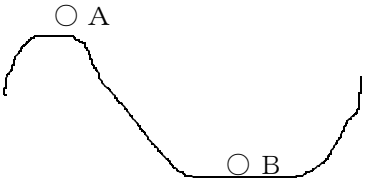 Ａで完了した工事発生土を活用し、コスト縮減を図る。 購入土　○×△△＝▲▲▲(単価○○円／m3) 発生土　◇×▲▲＝□□□(単価○○円／m3) ◆◆m3を削減	
コスト縮減票(2)	

様式４

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	

工期	自　年　月 至　年　月

請負金額(税込み)	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

様式５

配置予定技術者名簿

区　分	氏　名	資　格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者	○○　○○	一級土木施工管理技士 監理技術者資格者証	H5.6.1 H8.7.1	第123456号
主任技術者				
現場代理人				

様式６－１

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工　事　名 （工事地先名）	発注者名	工　　期	金　　額	備　　考
○○工事 （□□市○○大字△△地先）				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式６－２

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工　事　名 （工事地先名）	発注者名	工　　期	金　　額	備　　考
○○工事 （□□市○○大字△△地先）				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式７

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

様式８－１

手持ち資材の状況

品名	規格･型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価(原価)	調達先(時期)

様式８－２

資材購入予定先一覧

工　種 種　別	品　名 規　格	単 位	数 量	単 価	購　入　先　名		
					業者名	所在地	入札者との関係 （取引年数）

様式９－１

手持ち機械の状況

工種･種別	機械名称	規格･型式･能力･年式	単位	数量	ﾒｰｶｰ名	単価 (原価)	専属的使用 予定日数

様式９－２

機械リース元一覧表

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	ﾒｰｶｰ名	単価（原価）	ﾘｰｽ元名 入札者との関係（取引年数）

様式１０－１

労務者の確保計画

工　　種	職　　種	労務単価 （円）	員　数 （人）	下請会社名等 （取引年数）
土　工	普通作業員		200（100）	同族会社 （株）○○（□□年）
配管工	配管工･普通作業員		120（80）	□会 （株）△△（□□年）

様式１０－２

工種別労務者配置計画

工種	種別	配　置　予　定　人　数								計
		世話役	普通作業員	特殊作業員	配管工	電工	運転手	・・・・	・・・・	

様式１１

建設副産物の搬出先

建設副産物	数量 (m3)	受入れ予定箇所	受入れ会社	受入れ価格 (単価)	運搬距離 (km)	備考

様式１２

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

品　名	運搬予定者	規格・型式	単位	数量	使用予定量（台数）	受入れ予定箇所又は工事理由	運搬距離（km）	運搬予定者への支払予定額（円/日･台当たり）	備　考
○○	○○建設	Dt10t	m3	1,000	182台	○○処分場	2km	4,000	
○○殻	○○運搬	Dt10t	m3	100	24台	○○再処理施設	25km	40,000	
矢板	○○運輸	Dt10t	m3	30	8台	仮囲いの設置	15km	25,000	
・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・	・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	

様式１３－１

品質確保体制（品質管理のための人員体制）

区分（元請・下請）	立　場	会社名 所属	氏　名	資　格	実　施　事　項				諸　費　用						備　考
					実施内容	実施方法	頻　度	対　象	費用計上の有無	費用負担（元請・下請）	計上した工種等	見込額	技術者単価（千円）	数量	
元請	品質証明員	（株）○○建設 ○○支店	○○　○○	・技術士（建設部門） ・土木施工管理1級	①協力会社への品質管理に係る指導 ②品質・出来形の社内検査	①講習会の実施 ②立会・書面による確認	①工事着手前（各工種） ②社内検査基準に基づき実施	①協力会社の主任技術者・職長	有	下請			○千円	○日	①協力会社の主任技術者・職長

様式１３－２

品質確保体制(品質管理計画書)

施工箇所	工　種	品　質　管　理　項　目					諸　費　用							試験実施(委託)者				品質管理責任者			備考
		試験項目	試験方法	試験時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請･下請)	計上した 工種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請･下 請区分	会社名 所属	立　場	責任者	会社名 所属	立　場	試験結果 確認方法	
橋梁下部工(A1～A5)	橋梁下部工	単位水量試験	電子レンジ法	1回/日 (午前･午後)	○○○要領 による	有	有	試験費	下請	現場管理費		4千円	○回	下請	(有)○○	主任技術者	○○○○	(株)○○建設 ○○支店	品質証明員	1回/週試験実施会社において立会(左記以外は書面確認)	

様式１３－３

品質確保体制(出来形管理計画書)

施工箇所	工　種	出　来　形　管　理　項　目					諸　費　用							検査実施(委託)者				出来形管理責任者			備考
		試験項目	試験方法	試験時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請･下請)	計上した 工種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請･下 請区分	会社名 所属	立　場	責任者	会社名 所属	立　場	試験結果 確認方法	
橋梁下部工(A1～A5)	橋梁下部工	基準高	測量	橋梁下部工完成後	出来形管理基準による	有	有	試験費	測量(委託)	現場管理費		○千円	○回	元請	(株)○○建設	主任技術者	○○○○	(株)○○建設 ○○支店	品質証明員	･A1については立会 ･上記以外の橋脚については書面検査	

様式１４－１

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

実施事項	実施内容	実施頻度及び所要時間	実施責任者			参加予定者		諸費用							適用法令等	備考
			元請･下請区分	会社名所属	立場	元請	下請	費用計上の有無	費用内容	費用負担(元請･下請)	計上した工種等	見込額	単価(千円)	数量		
安全・訓練	･安全活動のビデオ等による教育 ･当該工事内容等の周知徹底 ･安全・訓練等としての必要な事項	毎月　半日以上	元請	(株)○○	元方安全責任者	全員	全員	有	①外部講師(全4回) ②資料印刷費(全12回)	元請	現場管理費		①○千円 ②○千円	○回		

様式１４－２

安全衛生管理体制（点検計画）

点検項目	点検対象	対象区間	時期・頻度	点　検　実　施　者			諸　費　用						適用法令等	備考
				元請･下請区分	会社名所属	立場	費用計上の有無	費用負担（元請･下請）	計上した工種等	見込額	技術者単価（千円）	数量		
足場点検	手すり先行足場	橋梁下部（P1～P6）	設置後作業開始前（毎日）	下請	(株)○○	足場管理責任者	有	下請			○千円	○日	安衛法○条○項 安衛則○条 ･･･ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(H○.○)	

様式１４－３

安全衛生管理体制(仮設設置計画)

施工箇所	仮設備の内容	数量・単価	設置期間			仮　設　設　置　者			管理責任者			諸　費　用					適用法令等	備考
						元請･下請区分	会社名所属	自社･ﾘｰｽ区分	元請･下請区分	会社名所属	立場	費用計上の有無	費用負担(下請･元請)	計上した工種等	見込額	単価(千円)		
足場点検	手すり先行足場	橋梁下部(P1～P6)	H○.○	～	H○.○	下請	(株)○○	ﾘｰｽ	下請	(株)○○		有	元請	共通仮設費		○千円	安衛法○条○項 安衛則○条 ･･･ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(H○.○)	

様式１４－４

安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 （元請・下請）	単価 （千円）	数量	配置図
Ａ工区交通規制（片側2車線）	H○.○.○～H○.○.○	２人		元請		○日	図○

様式１５

誓　約　書

当社が下記工事の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行いません。

記

１　契約対象工事名

２　申込みに係る金額（税込み）

３　契約対象工事の施工に要する費用の額（税込み）

４　不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法

５　３の額を下回る金額で受注しようとする理由

会計機関名

役職　氏名　殿

平成　年　月　日

社名

代表取締役　　氏名　　印

様式１６
年　　月　　日

施工体制台帳

【会 社 名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事業所名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許　可　業　種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣 特定 知事 一般 第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第　　号	年　　月　　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契約日	年　　月　　日

	区　分	名　称	住　所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外
	事務所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請負契約				
		下請負契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名		資格内容	
専門技術者名	専任 非専任	専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

(記入要領)

1　上記の記載事項が下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

2　監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに〇印をつけること

3　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者資格者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

4　健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①　各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に〇印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合には「適用除外」に〇印を付けること。

②　元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③　健康保険の欄には事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合については組合名）を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④　厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤　雇用保険の欄には、労働保険番号を記入すること。継続委事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

5　外国人建設就労者の場合の記入要領は次のとおり。

①　外国人技能実習生が当該工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

②　外国人建設就労者、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

施工体制台帳（　次下請負人に関する事項）

会 社 名		代表者名	
住　所 電話番号			
工事名称及び工事内容	〒 （　　－　　－　　）		
工　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契約日	年　　月　　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事　特定 一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣 知事　特定 一般　第　　号	年　　月　　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外
	事務所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請負契約				
		下請負契約				

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

※[主任技術者・専門技術者の記入要領]

1　主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。

2　専門技術者には土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3　主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

　①経験年数による場合

様式１７

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

発　注　者	工　　事　　名	工　　期	予定価格	落札価格	低入札価格調査対象の有無	工事成績評定点